

事務連絡
令和2年7月15日

各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の運用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る直轄工事及び業務の設計変更について」（令和2年4月28日付け2農振第270号農村振興局整備部設計課長通知）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年4月1日付け農村振興局整備部設計課長通知）及び「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年5月23日付け元農振第223号農村振興局整備部設計課長通知（令和2年7月15日廃止））により通知しているところである。

このような中、今般、工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正について、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和2年7月15日付け2農振第1285号農村振興局整備部設計課長通知）を通知したところであり、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて運用されたい。また、「工事における現場環境改善費の積算要領について」（令和2年4月1日付け農村振興局整備部設計課長通知）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でないとは判断されるものについては積上げ計上できるものとして、いることに留意されたい。